

新たな地域療育システム構築に向けての予備的検討（第2報）

—障害児相談支援事業の実態と認識—

○ 和光大学現代人間学部 氏名 一瀬早百合（会員番号・5477）
相談支援・障害児・療育システム

1. 研究目的

2012年の児童福祉法の改正により障害児通所支援を申請した障害児を障害児相談支援の対象者とし、市町村が指定した障害児相談支援事業者は通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画案の作成することとなった。その作成に際しては、当該地域における児童発達支援事業所のサービス内容や体制を勘案すること、サービス担当者会議を開催し専門的な見地から説明を求めること等が定められている。また、2014年厚生労働省の「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」では、障害児相談支援の推進として早期の段階から丁寧に配慮された発達支援および家族を含めたトータルな支援、関係者をつなぐことによる継続的・総合的なつながりの支援を行い、子育てしやすい地域づくりに貢献する役割が求められている。地域療育システムにおいて新しく登場した相談支援事業の実態を明らかにしその課題を提示することが本研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

調査対象者は、政令指定都市A市内に設置されている8ヶ所の障害児相談支援事業所を併設している地域療育センターのソーシャルワーカー、A市内にある26ヶ所の児童発達支援事業を委託されている民間事業所、「障害児通所受給者証」を交付し支給量を決定する同市18区福祉保健センターケースワーカーをとした。新しい地域療育システムで求められるつながりの支援を「サービス担当者会議の開催」「障害児相談支援事業者との連携の実態」「障害児相談支援事業者への期待」という設問項目から明らかにし、それぞれがとらえる連携の実態および期待について比較検討する。無記名式の質問紙調査として2015年の2月から3月の間に追跡機能のついた郵便にて調査を実施した。

3. 倫理的配慮

田園調布学園大学研究倫理委員会において承認をえている（承認番号：15-012（A））。なお日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき調査を実施した。

4. 研究結果

アンケートの回収率は、地域療育センター100%（回答者数：8機関中8機関44名）、児童発達支援事業所42%（回答者数：26機関中11機関20名）、区福祉保健センターケースワーカー78%（回答者数：18機関中14機関51名）で、回収率は平均73%であった。

(1) サービス担当者会議の開催

児童発達支援事業所に対して、サービス担当者会議への参加の程度について「1.全くしていないから」から「5.とてもよくしている」と「6.開催されていない」「7.その他」で回

答を求めたところ 50%が開催されていないという結果となった。開催する地域療育センターにはサービス担当者会議の開催の程度について同じく 5 段階での回答の結果は「1.全くしていない」「2.あまりしていない」が 43%であり、法律で定められているサービス担当者会議の開催が不十分であることが明らかとなった。

(2)障害児相談支援事業所と児童発達支援事業所との連携

連携の程度について「1.いずれとも全く連携をとっていない」から「3.ほとんど全てと連携をとっている」の回答の内、障害児相談支援事業所（地域療育センター）の 73%、児童発達支援事業所の 90%が「2.一部の」または「3.ほとんどすべて」と連携をとっていた。主な内容は連絡調整であった。

(3)相談支援事業所への意識と期待

当事者である相談支援事業所としての意識と福祉保健センターおよび児童発達支援事業所が抱く期待には以下の表 1 のような相違があった。

表 1：相談支援事業所への期待と当事者の意識

相談支援事業者としての意識	福祉保健センターからの期待	児童発達支援事業所からの期待
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務をこなすのに精一杯 ・ 契約、手続きに追われている ・ 相談姿勢のあり方 ・ 適正なサービス内容と量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本当の意味での計画相談や支援 ・ 適正なケアマネジメント ・ 保護者の障害受容などの支援 ・ 発達や環境を含むアセスメント ・ 長期的な相談支援 ・ 数や体制の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資源の内容を含めた把握 ・ 継続的なつながり ・ 家族への相談の充実 ・ 連絡調整 ・ 全ての子どもの利用計画

5. 考察

児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の運営に関する基準において、障害児の心身の状況や置かれている環境、日常生活全般の評価を通じて希望する生活が営めるようなアセスメントや当該地域の住民による自発的な活動によるサービスも利用計画に含める地域を含む環境評価など多様な機能が求められている。しかし、当事者である相談支援事業所は契約事務手続きに終始しているのが実態であった。一方、福祉保健センターや児童発達支援事業所からは法律や運営基準で言及される内容や「今後の障害児支援の在り方について(報告書)」で言及される「家族支援の充実」や「ライフステージに応じた切れ目のない支援」を期待されており、相談支援事業所と関係機関との認識の相違が明らかとなった。

本研究は、大都市圏 A 市の地域療育システムの実態であり、全国レベルの問題としてとらえることはできない。今後は中都市圏や乳幼児人口の減少地域を含めた全国レベルでの相談支援事業所の実態を明らかにすることが必要である。地域療育システムの中で新たな機能が位置づけられた障害児相談支援が推進される仕組みや条件を検討するが重要である。

引用文献：厚生労働省障害児支援の在り方に関する検討会（2014）「今後の障害児支援の在り方について（報告書）～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」